

「(仮称) 見附市子ども・子育て条例」制定に向けた取り組みを開始します

子どもや子育てへの取り組みの強化は、国などでも本腰を入れる少子化対策に加え、社会増によるまちの活性化にもつながり、誰もが暮らし満足No.1 と思えるまちづくりの重要な柱と考えています。夢や希望の実現に向かって努力する子どもたちの存在は、新たな時代を切り拓くための可能性を秘め、まちの明日への活力と喜びにつながる地域の宝です。

これまでも見附市では、「共創郷育」の理念のもと、大人が総がかりで子どもの育ちを支えてきたところですが、改めて、「未来を担う子ども一人ひとりが主体的に生きる権利を持つ存在であること」、「子どもの保護者や行政はもちろん、地域や企業を含めみんなで子どもや子育てを支えていくこと」などについて、子どもたちを含む市民の皆様と考えを共有し、そのことを市外にも広く発信していくことが必要です。

ついでには、「(仮称) 見附市子ども・子育て条例」の令和5年度内の制定に向けた取り組みを開始します。

1. 条例の目指すもの

子どもの権利や子育て支援の基本理念を示すとともに、社会全体で子どもや子育てを支えられるよう市の責務並びに保護者、地域住民、学校・園及び企業などの役割を明らかにする

2. 取り組み方針

①条例案検討にあたり「(仮称) 見附市子ども・子育て条例制定検討委員会」を設置

有識者 : 新潟県立大学 小池由佳教授 ※新潟県子ども条例(仮称)有識者会議委員

関係団体: 保護者(公募市民)、地域コミュニティ、学校、保育施設、人権関係団体、ボランティア団体、企業 <<15名程度>>

②検討委員会の検討に先立ち、子どもたちの声を様々な形で把握

③条例と「見附市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図り、具体的な施策を推進

3. スケジュール(予定)

- ・ 8～9月 : 子ども対象にアンケート等実施、庁内会議、委員選出
- ・ 11月上旬 : 第1回(仮称)見附市子ども・子育て条例制定検討委員会開催
- ・ 12月中旬 : 第2回(仮称)見附市子ども・子育て条例制定検討委員会開催
- ・ 1月 : パブリックコメント実施(子ども、一般市民対象)
- ・ 3月 : 3月議会提出 議決後に条例施行